甲賀市外国語指導助手派遣業務委託に係るプロポーザル実施要領

1　目的

本要領は、「甲賀市外国語指導助手派遣業務委託」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めます。

2　業務概要

（1）業 務 名　令和８年度　第　２５６　号
令和９・１０・１１年度　甲賀市外国語指導助手派遣業務委託

（2）業務内容　国際化社会に対応した教育施策の一環として、外国語指導助手を導入することにより、生きた外国語や外国文化・生活に触れる機会を提供し、外国語等によるコミュニケーション能力の向上と国際感覚の養成を図るもの。

（3）業務期間　令和９年４月１日～令和１２年３月３１日

3　見積限度額

（1）本業務にかかる経費は、７８，６８８，５００円（消費税及び地方消費税を含む。）（７１，５３５，０００円（税抜き））を上限額とします。

（2）本業務における見積りは、仕様書に基づき算出した金額を記載した見積書(消費税抜)を提出すること。

4　スケジュール（予定）

スケジュール項目	日程	備考
（1）実施要領の公表	令和８年１０月１９日（月）	
（2）質問締め切り	令和８年１１月　６日（金）	正午まで
（3）質問回答期限	令和８年１１月１０日（火）	16 時 30 分まで
（4）プロポーザル参加表明書提出期限	令和８年１１月１２日（木）	16 時 30 分まで
（5）プロポーザル参加表明事業者審査結果・プロポ日程通知	令和８年１１月１８日（水）	送付予定
（6）企画提案書等提出期限	令和８年１２月１５日（火）	16 時 30 分まで
（7）提案プレゼンテーション	令和８年１２月２２日（火）（予定）	
（8）審査結果通知	令和９年　１月　５日（火）	送付予定
（9）契約締結	令和９年　１月中旬　（予定）	

5　参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てを満たしている者とします。

（1）甲賀市財務規則第 112 条第 3 項に基づいて作成された令和８年度名簿において、「人材派遣」-「外国語指導助手」に登録がされていること。

（2）甲賀市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を現に受けていないこと。

（３）地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

（４）客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のア及びイの要件に該当しないこと。

ア　会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者

イ　民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者

（５）自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ　暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

6　説明会

説明会は実施しない。

7　質疑・回答

（１）提出方法

別紙の質問書（様式１）を電子メールにより以下のアドレスに提出すること。

メールアドレス：koka30101200@city.koka.lg.jp 宛に送付すること。

※ただし、電子メールで送信後、必ず電話等で送信した旨を伝え、所管課に受け取り確認すること。

※メールのタイトルは「令和８年度 第 ２５６ 号 令和 9･10･11 年度 甲賀市外国語指導助手派遣業務委託　質問書」とすること。

（２）提出期限　令和８年１１月６日(金)１２時まで（必着）

※期限以降の質問は受け付けない。

（３）提出場所

甲賀市教育委員会事務局　学校教育課

〒528-8502　滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

（４）回答方法

質問に対する回答は、回答準備次第、随時、甲賀市ホームページに掲載する。

なお、質問最終回答期限は令和８年１１月１０日(火)１６時３０分とする。

８　参加申し込み方法

当該業務の企画提案募集の参加について「プロポーザル参加表明書」（様式２）を下記の期限までに提出してください。

（１）提出期限　令和 8 年 11 月 12 日(木)16:30 まで（必着）

（２）提出場所　甲賀市教育委員会事務局　学校教育課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

（３）提出方法

持参又は郵送に限る。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の 16 時 30 分までに到着したものに限ります。

なお、郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

（４）辞退について

「プロポーザル参加表明書」を提出後に、参加辞退する場合は「辞退届」（様式４）を持参又は郵送により提出すること。

９　企画提案書等の提出手続き

（１）提出書類

プロポーザルへ参加する事業者は、本実施要領、仕様書及び甲賀市財務規則等の各規定を理解したうえで、次の書類を提出してください。

（ア）企画提案書　　８部（正本：１部＋副本：７部）

（イ）見積書　　１部（様式３）

（２）提出期間及び時間

令和８年１２月１５日（火）１６：３０まで(必着)

（３）提出場所

甲賀市教育委員会事務局　学校教育課

〒528-8502　滋賀県甲賀市水口町水口６０５３番地

（４）提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の１６時３０分までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

１０　企画提案書作成方法

（１）企画提案書には、下記の内容を記載すること。

（ア）会社概要（企業理念、経営方針等）

（イ）事業実績（過去３年間の実績を記入すること。）

実績数が多い場合は、直近の自治体受託実績１０件を記載すること。

実績については、参加表明をする事業書（グループ会社の実績は除く）の実績を記載すること。

（ウ）ＡＬＴの採用基準

（エ）研修体制

（オ）労務・生活管理体制
（カ）緊急時対応

（２）形式は、Ａ４サイズとする。左綴じとし文字の大きさは、１２ポイント以上とし印刷方式（片面・両面）は任意とする。なお、補足資料等においては必要に応じＡ４横、Ａ３横も利用できるものとする。
（３）頁数は、２０頁程度とする。なお、表紙と目次以外は頁番号を振ること。なお、表示・目次への頁番号は不要とする。
（４）企画提案書には、企業名等が特定できる内容を記載しないこと。（社名、店名、ロゴ等は記入しないこと。）
（５）提出部数は、８部とする。（ただし、内１部は、表紙に企業名記載のある正本とする。）加えて、ＰＤＦデータでも１部提出すること。
（６）高度な専門的知識を有しないものでも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
（７）見積書（様式３）について、上限を超えていない金額で記載して、提出すること。
（８）事業実績については、企画提案書への記載に加えて、事業実績書（様式５）を記載して、提出すること。

１１　審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、書類及びプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施し、獲得点数の高い提案者から順に契約交渉相手方を選定する。なお、提案者が１者のみの場合は、審査委員の採点の平均点が５４点以上であれば、その者を契約交渉相手方として選定する。

（１）書類及びプレゼンテーション審査は、令和８年１２月２２日（火）を予定している。
※開催日時等詳細については、参加表明事業者の資格審査後に通知いたします。

（ア）プレゼンテーションの時間
持ち時間：３５分間（説明２０分・質疑応答１５分程度）
※プレゼンテーション前後に準備・入換え時間として１０分間とする。
※研修担当者（トレーナー）に対する質疑応答の時間を５分程度設ける。
※発表順は参加表明書届け出順を予定しています。

（イ）使用備品
当市で用意する機材は説明用大型テレビ70インチ（PC 接続用 HDMI ケーブル含）となります。
当市用意の機材以外に提案説明で必要な機材（ＰＣ、プロジェクター、スクリーン等）および通信環境は提案者が用意すること。

（ウ）出席者
プレゼンテーションの参加人数員は４名以内とし、業務責任者を中心に説

明を行うこと。また、ＡＬＴへの研修内容や指導内容について、各事業者のＡＬＴ研修を所管する担当者（トレーナー）が同席し、この担当者（トレーナー）に対して研修体制や具体的な研修内容等の質疑応答１５分程度の中で５分程度とる。なお、研修担当者（トレーナー）を含み参加人員数は４名以内とすること。

１２　審査結果

審査結果は、提案者全員に文書で通知する。

審査内容及び審査経過については、公開しない。

１３　提出書類の取扱い

（１）提出されたすべての書類は、返却しない。

（２）提出期間終了後の差換え及び追加、削除は認めない。

（３）提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

（４）市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

（５）企画提案書の提出は１者につき１案とする。

１４　情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、甲賀市情報公開条例（平成１６年甲賀市条例第１５号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

１５　その他

（１）言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）費用負担

書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を市に請求することはできないものとする。

（３）参加辞退の場合

参加申し込みとして、「プロポーザル参加表明書」（様式２）提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式４）により、所管課あてに提出すること。

（４）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

（ア）参加資格要件を満たしていない場合

（イ）提出書類に虚偽の記載があった場合

（ウ）実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

（エ）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

（オ）プレゼンテーション審査に欠席した場合

（カ）参考見積書の金額が業務見積額を超過した場合

（５）著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定されたものが作成した企画提案書などの書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

（６）異議申立て

提案者は、本公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

１６　問合せ先

甲賀市役所　教育委員会事務局学校教育課

電　　話：0748-69―2243

Ｆ　Ａ　Ｘ：0748-69―2293